

居住者・非居住者の判定

申告年度中、米国永住権(グリーンカード)保有者でしたか？

- ① はい
- ② いいえ



Trade Tax 国際税務・会計事務所
TradeTax International Tax & Accounting

① はい

税務上、「米国居住者」となります。

② いいえ

申告年度中、少なくとも31日は、米国に滞在しましたか？
① はい ② いいえ

① はい

必要実質的滞在条件を確認します。
申告年度の米国滞在日数、申告年度より1年前の米国滞在日数の1/3、申告年度より2年前の米国滞在日数の1/6の合計が、少なくとも183日ありましたか？ **<本計算、別シート参照>**
① はい ② いいえ

② いいえ

税務上、「米国非居住者」となります。

① はい

申告年度において米国滞在日数が少なくとも183日ありましたか？
① はい
② いいえ

② いいえ

税務上、「米国非居住者」となります。但し、下記の3条件を満たせば、「米国居住者」としての選択ができます。

- a. 申告年度に、連続して31日以上米国に滞在
- b. 上記aの滞在日数が、そのaの滞在日初日からその年の12月31日までの合計日数の75%以上である(この75%以上かどうかを計算する際に、aの滞在日初日以降に5日間未満の米国不在期間がある場合、その不在はないものとされその期間も米国に滞在していたものとして取り扱う)
- c. 申告年度の翌年の実質的滞在条件を確認します。申告年度の翌年の米国滞在日数、申告年度の米国滞在日数の1/3、申告年度より1年前の米国滞在日数の1/6、の合計が少なくとも183日以上ある 予定

上記3条件を満たしているとして、「米国居住者」を選択されますか？
① はい ② いいえ

① はい

税務上、「米国居住者」となります

② いいえ

申告年度において米国以外の国にタックスホーム(tax home)を持ちその国との結びつき(closer connection)の方が米国との結びつきより強かったですか？
① はい ② いいえ

① はい

税務上、「米国居住者」となります

② いいえ

税務上、「米国非居住者」となります

① はい

税務上、「米国非居住者」となります

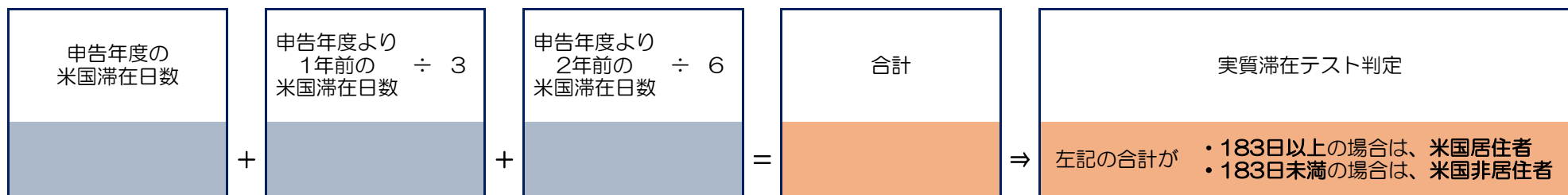
② いいえ

税務上、「米国居住者」となります

実質滞在テスト<Substantial Presence test>

申告年度の米国滞在日数、申告年度より1年前の米国滞在日数の1/3、申告年度より2年前の米国滞在日数の1/6、の合計から計上します

【入力】 カウント方法をご参照の上、下記の青枠へ、それぞれの日数をご入力ください。



<端数は合計して1日に満たない場合、切り捨て>

カウント方法詳細

- ✓ 米国入国日と米国出国日をそれぞれ米国滞在1日としてカウントします。
その滞在日数を1/3又は1/6にした場合に端数がでる場合、出た端数を合計して1日に満たない場合は切り捨てます。
- ✓ メキシコやカナダにお住まいで、普段から日常的に定期的に米国と行き来している場合は、米国滞在日数としてカウントしません。
- ✓ 米国外の第三国間を行き来する際に、米国をトランジットで経由・通過した場合、米国滞在時間が24時間以内であれば、米国滞在日数としてカウントしません。
- ✓ 外国船の船員として米国に滞在する場合は、米国滞在日数としてカウントしません。
- ✓ 米国滞在期間中に、疾病などの医療目的のために出国帰国できない場合の日数は、米国滞在日数としてカウントしません。
- ✓ Exempt Individualである方は、一定の条件のもとその米国滞在期間を滞在日数から除外することができます。Exempt Individual とは下記の方を指します。
 - ・ 外国政府関係者（A-3・G-5以外のAビザ・Gビザ）
 - ・ Jビザ・Qビザの資格条件で渡米している教師・研修生
 - ・ Fビザ・Jビザ・Qビザ・Mビザの資格条件で渡米している学生（通常は5年間が限度）
 - ・ 慈善試合の大会に出場するプロスポーツ選手